

令和5年度 第1回 横浜市中央卸売市場開設運営協議会

次 第

日 時：令和5年7月7日（金）13時30分～
会 場：横浜市中央卸売市場本場
市場センタービル3階広報コーナー

1 開 会

2 理事挨拶

3 議 題

- (1) 青果部卸売業者の公募の実施について【諮問事項①】
- (2) 青果部卸売業者の公募・選定方法について【諮問事項②】

4 報告事項

- (1) 青果部活性化事業の進捗状況について

5 閉 会

【添付資料】

- | | |
|-----|----------------------|
| 資料1 | 横浜市中央卸売市場開設運営協議会委員名簿 |
| 資料2 | 座席表 |
| 資料3 | 諮問文 |
| 資料4 | 青果部卸売業者の公募の実施について |
| 資料5 | 青果部卸売業者 募集要項(案) 概要 |
| 資料6 | 青果部専門部会の設置について |
| 資料7 | 青果部活性化事業の進捗状況について |

資料 1

横浜市中央卸売市場開設運営協議会委員名簿

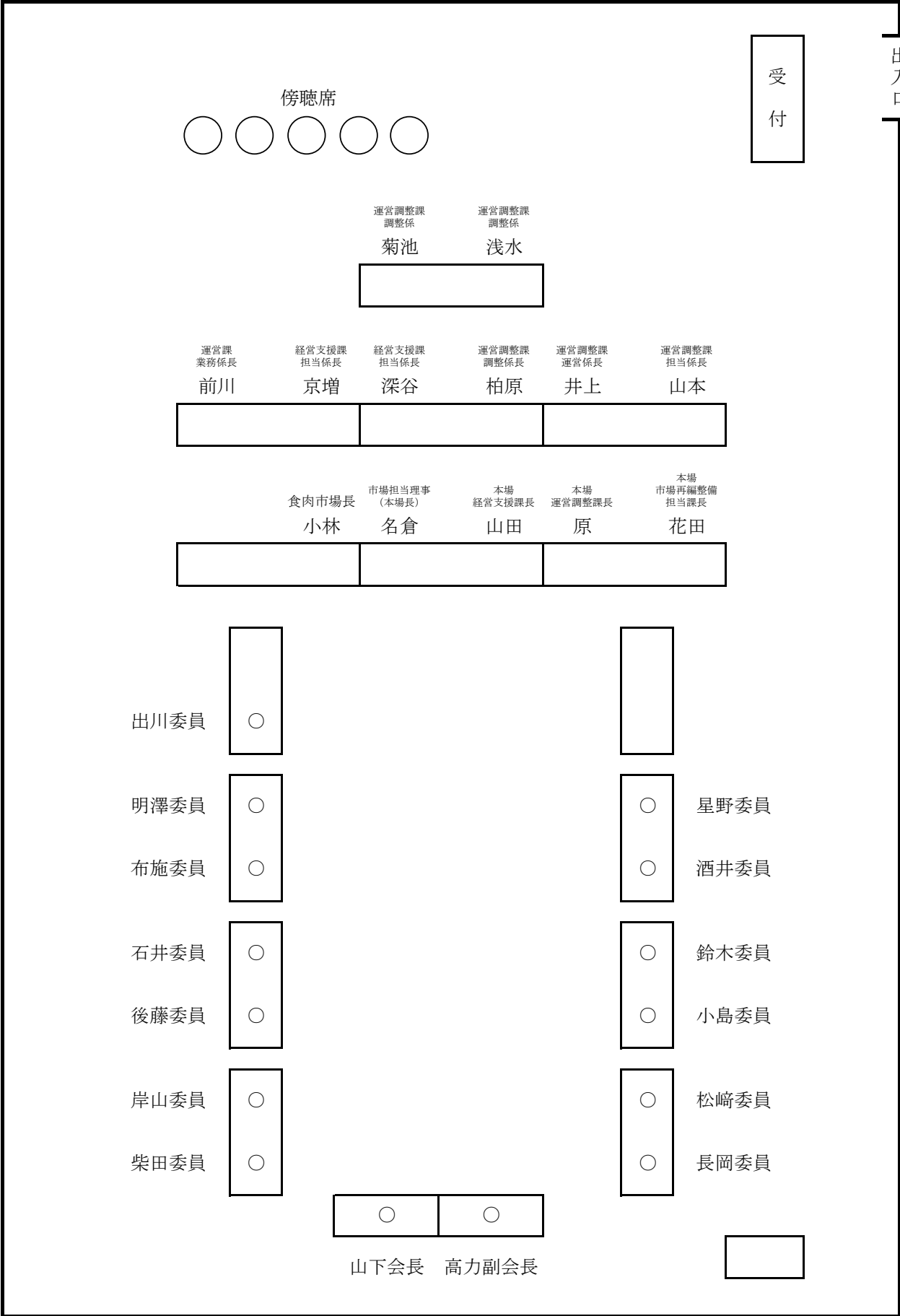
		氏 名	職 名
1	会 長	山 下 東 子	大東文化大学経済学部教授
2	副会長	高 力 美由紀	新潟食料農業大学食料産業学部教授
3	委 員	高 井 典 子	神奈川大学国際日本学部教授
4	委 員	柴 田 典 子	横浜市立大学国際商学部准教授
5	委 員	長 岡 英 典	一般社団法人大日本水産会常務理事
6	委 員	岸 山 毅	全国農業協同組合連合会神奈川県本部農産部長
7	委 員	松 崎 嘉 子	横浜市消費者団体連絡会代表幹事
8	委 員	後 藤 正 明	横浜丸中青果株式会社代表取締役社長
9	委 員	小 島 雅 裕	横浜丸魚株式会社代表取締役社長
10	委 員	石 井 良 輔	横浜魚類株式会社代表取締役社長
11	委 員	山 口 義 行	横浜食肉市場株式会社代表取締役
12	委 員	鈴 木 格 次	横浜中央市場青果卸協同組合理事長
13	委 員	布 施 是 清	横浜魚市場卸協同組合代表理事
14	委 員	善 福 伸 一	横浜市場冷蔵株式会社代表取締役社長
15	委 員	酒 井 誠 一	横浜青果小売商協同組合連合会会長
16	委 員	明 澤 重 明	横浜水産物商業協同組合理事長
17	委 員	星 野 光 治	横浜食肉商業協同組合理事長
18	委 員	出 川 雄一郎	横浜市中央卸売市場関連事業者協同組合代表理事

(敬称略・順不同)

委員数：18名

任期：令和4年9月1日から令和6年8月31日まで

令和5年度 第1回
横浜市中心卸売市場開設運営協議会 座席表



横浜市中心卸売市場開設運営協議会
会長 山下 東子 様

横浜市長 山中 竹春



下記の事項について諮問します。

記

1 諮問事項

- (1) 横浜市中心卸売市場本場 青果部卸売業者の公募の実施について
- (2) 横浜市中心卸売市場本場 青果部卸売業者の公募・選定方法について

2 諮問の根拠

横浜市中心卸売市場条例第75条第1号

3 諮問理由

横浜市中心卸売市場本場青果部の卸売業者2社のうち1社が、令和4年11月末に解散し、卸売業務を終了しました。横浜市としては、生鮮食料品の集荷、品揃え、価格形成等を担う卸売市場としての役割や場内事業者の意見・要望を踏まえ、再び卸売業者を2社とすることが望ましいと考えています。そのため、新しい卸売業者を公募すべきか否か、ご意見をいただきたく諮問します。

また、公募を実施する場合の公募・選定方法についても、併せてご意見をいただきたく、諮問します。

横浜市中央卸売市場本場 青果部卸売業者の公募の実施について

1 これまでの経緯

令和4年9月27日	青果部卸売業者の金港青果株式会社が、「令和4年11月末に解散し、卸売業務を終了する」ことを発表
令和4年11月30日	金港青果株式会社が解散し、卸売業務を終了
令和4年12月 ～令和5年2月	今後の青果部を卸売業者1社体制とするか、これまで同様2社体制とするか、場内事業者と協議
令和5年3月	公募の実施に向けて準備を進めることを場内事業者へ報告
令和5年4月～5月	募集要項の項目等について、場内事業者と協議
令和5年6月9日	横浜市から横浜市中央卸売市場開設運営協議会に、青果部卸売業者の公募の実施及び公募・選定方法について諮問

2 卸売（集荷）数量実績（対前年同月比）

	丸中			金港			合計		
	野菜	果実	全体	野菜	果実	全体	野菜	果実	全体
R4年9月	99.2%	91.6%	98.3%	102.5%	95.9%	100.6%	99.8%	93.4%	98.8%
R4年10月	103.8%	155.7%	109.2%	60.5%	50.7%	56.9%	95.2%	96.8%	95.5%
R4年11月	121.0%	169.9%	126.5%				96.1%	80.3%	93.3%
R4年12月	118.6%	144.1%	121.9%				94.8%	80.1%	92.2%
R5年1月	119.0%	142.7%	121.6%				96.6%	84.3%	94.8%
R5年2月	124.4%	136.7%	125.9%				101.7%	87.4%	99.6%
R5年3月	118.0%	135.3%	119.7%				95.9%	87.3%	94.9%
R5年4月	123.1%	142.2%	124.9%				99.5%	80.7%	97.0%
R5年5月	126.9%	133.5%	127.6%				101.4%	88.8%	100.0%
11月～5月	121.6%	144.4%	124.1%				98.0%	83.8%	96.0%

※金港青果株式会社は、令和4年10月24日までで取引を停止。

3 判断基準と卸売（集荷）数量実績・場内事業者の主な意見

判断基準	卸売（集荷）数量実績・場内事業者の主な意見
①安定した取扱量	11月～5月の集荷量（対前年同月比） 野菜:98.0% 果実:83.8%
②豊富な品揃え	・ <u>一部の果実ブランド品の集荷ができていない。</u>
③価格形成機能の確保	・ 卸1社だと選択肢がなく、価格等で <u>競争原理が働かない</u> ため、他市場に買付に行かざるを得なくなっている。
④販売力の強化	・ 集荷量、品揃え、価格で他市場より不利になると、 <u>顧客が横浜市場から他市場に流れてしまう可能性がある。</u>
⑤場内の物流効率化	・ 全国的に、 <u>物流効率化により産地や運送会社の負担を減らすことが課題</u> となっている。 ・ 生産者から選ばれる市場とするための取組が必要である。



場内事業者からは、①～④を理由に「卸2社としてほしい」という意見、⑤を理由に「卸1社の方が望ましい」という意見があります。

4 公募実施の判断

上記判断基準（卸売市場の役割等）に基づき、卸売（集荷）数量実績や場内事業者の主な意見を踏まえて総合的に評価した結果、卸売業者を2社体制とすることが望ましいと考え、新しい卸売業者の公募を実施します。

横浜市中央卸売市場本場 青果部卸売業者 募集要項（案）概要

1 募集目的

横浜市中央卸売市場本場は、昭和6年に開場して以降、市民への生鮮食料品の安定供給を担う重要な役割を果たしています。青果部では、戦後70年以上にわたり、卸売業者2社が卸売業務を行ってまいりましたが、そのうちの1社が令和4年11月30日をもって卸売業務を終了しました。本場がこれからも集荷力・販売力を高め、卸売市場の役割を果たしていけるよう、今回、新しい卸売業者を募集します。

2 募集の概要

- (1) 募集する部門・卸売業者数
青果部・1事業者
- (2) 使用可能面積（予定）
 - ア 令和8年3月（青果部施設整備完了）まで
約3,700㎡
 - イ 令和8年4月以降
約5,100㎡

3 選定・卸売業務開始までのスケジュール

募集要項等の公表	令和5年7月下旬
現地説明会	令和5年8月～9月頃
選定申請書類の受付	令和5年10月2日（月）～12月15日（金）
審査、卸売業者予定事業者（以下「予定事業者」）等の選定	令和6年1月以降
予定事業者選定通知	選定後速やかに
卸売業務開始	～令和7年3月（原則） ※業務開始に準備期間を要する場合、令和8年4月1日まで延長可能です。（選定申請書類の提出前に相談してください） ※選定申請時に開始予定時期を申告いただきます。

※予定事業者は予定事業者選定通知を受けた後、市長に対して業務許可申請を行う必要があります。
※スケジュールは、変更となる場合があります。

4 選定申請資格

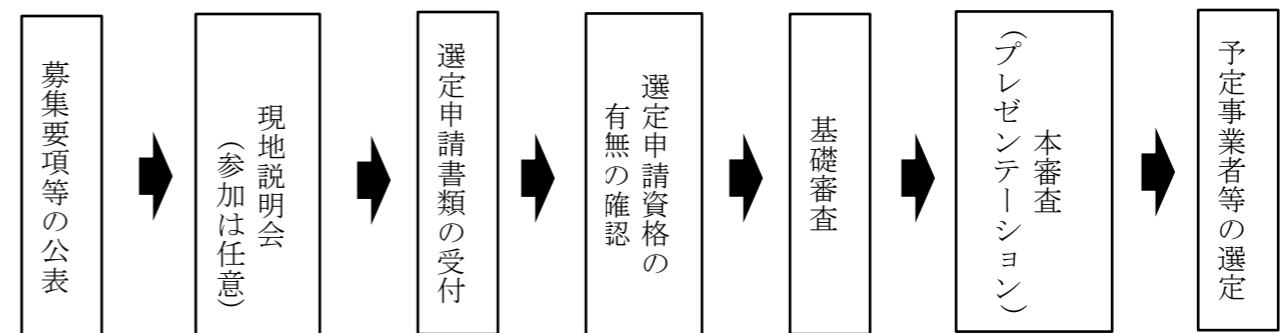
- ①横浜市中央卸売市場条例（以下「条例」）第9条第5項各号に抵触しないこと。（法・条例違反歴、暴力団排除等）
- ②申請時点で横浜市指名停止等措置要綱による指名停止措置を受けていないこと。
- ③青果物の流通に関する業務経験があること。

5 選定申請書類

- ・卸売業者予定事業者選定申請書
- ・定款及び履歴事項全部証明書
- ・事業概要書（出資者名簿、役員名簿、従業員数、事業概要等）
- ・役員（取締役、監査役、執行役）全員の本籍地市区町村長発行の身分証明書
- ・役員（取締役、監査役、執行役）全員の住民票
- ・条例第9条第5項に関する規定に抵触しないことの誓約書
- ・合計残高試算表
- ・純資産額計算書
- ・納税証明書または納付すべき横浜市税が無いことについての申出書
- ・事業計画書（卸売予定金額、集荷計画、収支計画、資金調達計画、人員計画等が記載されたもの）
- ・貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書、個別注記表（各3期分）
- ・直近の税務申告書（法人税及び消費税）一式 等

6 審査方法

- (1) 審査機関
横浜市中央卸売市場開設運営協議会（以下「開運協」）の横浜市中央卸売市場本場青果部専門部会（以下「部会」）において審査を行います。
- (2) 選定までの主な手順



7 基礎審査

申請書類が、次のいずれの事項にも該当していないことを審査します。一つでも該当する事項があれば、当該申請者は失格となります。

【基礎審査事項】

- ①募集要項で求めている申請書類に遺漏のあるもの
- ②募集要項等で指示する申請書類の作成方法に従っていないもの（誤字・脱字等軽微なものを除く）
- ③申請内容が法令または条例に違反しており、修正・差替え等では回復不可能と認められるもの
- ④事業計画及び申請者の実績等から、申請内容が到底実現できないと認められるもの
- ⑤「9 選定後の遵守事項」を明らかに遵守することができないと認められるもの
- ⑥卸売予定金額が、卸売業務開始後3期目で200億円以上の事業計画となっていないもの

8 本審査基準

審査項目及び配点（150点／人満点）

1	事業計画の具体性・妥当性	
	①事業計画が具体的かつ妥当性あるものであるか。	30点
	②販売先の主体が仲卸業者や売買参加者である事業計画となっているか。 (特定の仲卸業者や売買参加者にのみ販売する計画となっていないか。)	
2	収支・財務状況	
	①売上見込額や収支計画に十分な根拠があるか。	40点
	②健全な財務状況であるか。	
	③卸売業務開始後、1期から2期程度赤字が続いても純資産基準額を下回る懸念は無いか。 (設立予定法人の場合) 継続して営業するに足る資力があるか。	
3	集荷力・販売力	
	①青果物の流通に関する業務経験が十分あるか。	50点
	②取引の知識や経験がある従業員を十分確保する計画となっているか。	
	③出荷者と良好な関係を築き、集荷量・品揃えの面で十分な集荷が可能で、仲卸業者や売買参加者に必要な商品を提供できるか。 (特定の産地や品目のみ集荷する計画となっていないか。特定の仲卸業者や売買参加者にのみ商品を提供する計画となっていないか。)	
	④現在、本場青果部が産地からの指定を受けられていないブランド品について、産地からの指定を受けて委託集荷できるものがあるか。	
	⑤新たな青果物供給先を有している、あるいは開拓でき、本場青果部の取り扱いを増やすなど、市場の活性化に寄与できるか。	
4	市場における協調性	
	①市場内で一体となって取り組んでいる事業（青果部活性化事業、荷受業務等市場内物流の合理化、市場プロモーション事業等）に理解・協力する計画、あるいは提案があるか。	20点
	②市場内で組織されている各種協議会等に参加し、その組織における規約等も遵守する意向があるか。	
5	横浜南部市場への商品供給	
	①横浜南部市場に拠点を置く仲卸業者・売買参加者が必要とする商品を提供できるか。 ※横浜南部市場：金沢区鳥浜町にある旧中央卸売市場南部市場で、現在は本場を補完する加工・配送、流通の場として位置づけられている。	10点

【最低基準】

- ・ 1 ①から 3 ⑤までの各審査項目において、部会委員全員による総得点が6割以上であること
 - ・ 1 から 5 までの部会委員全員による総得点が6割以上であること
- 上記のうち一つでも満たしていない基準があった場合は、審査不合格とします。

【予定事業者等の選定】

上記最低基準を満たした申請者を、部会が得点の高い順に順位付けを行います。この結果を踏まえ、横浜市が最高得点を獲得した者を予定事業者に選定します。また、次に高い得点を獲得した者を次点予定事業者に選定します。

9 選定後の遵守事項

- (1) 純資産額
条例第10条第1項に規定している純資産基準額を満たすこと。
- (2) 法人所在地
本店（本社）または支店（支社）を本場内に登記すること。支店（支社）応募の場合は、支店（支社）の責任者を代表者として登記すること。
- (3) 卸売代金回収
青果部卸売業者・仲卸業者・売買参加者が加入している代払いシステムに加入すること。
- (4) 保証金の預託
条例第13条第1項に基づき、年間の卸売金額に応じた額を業務開始の前日までに誓約書とともに預託すること。
- (5) 使用料
ア 市場使用料
条例第70条第1項及び施行規則第58条並びに第61条第1項の規定に基づき納めること。
イ 施設使用料
条例第70条第1項及び施行規則第58条並びに第61条第2項の規定に基づき納めること。卸売業務開始前であっても施設使用料が発生する場合があります。
- (6) 施設使用に係る留意事項
条例第66条第1項に基づき、施設に変更等を行うときは、事前に市長の承認を受けること。
条例第66条第2項及び第68条に基づき、施設内設備の変更と退去する場合等の施設の原状回復等は使用者の負担で実施すること。
条例第66条第2項に基づき、施設内設備の変更を行った際に、市場物件に損傷が生じた場合又は損害が生じる恐れがあると認めるときには、第66条第3項に基づき、使用者の負担で修繕を行うこと。
条例第70条第2項に基づき、施設において使用する電気、ガス、水道、電話、冷暖房その他必要な費用は使用者の負担とすること。
- (7) 各種協議会等への加入
市場内で組織されている各種協議会等に参加し、その組織における規約等も遵守すること。
- (8) 法令及び条例等の遵守
卸売市場法や本市の各条例等、関係法令及び条例を遵守すること。
- (9) 卸売業者の責務と市場の活性化への寄与
横浜中央卸売市場の卸売業者としての責務を果たし、市場内の他の事業者と協力して市場の活性化に寄与すること。

横浜市中央卸売市場 青果部専門部会の設置について

横浜市中央卸売市場開設運営協議会（以下「開運協」）要綱第 8 条第 1 項に基づき、青果部卸売業者の審査を専門部会で調査審議すべき事項とする決議により、横浜市中央卸売市場青果部専門部会（以下「部会」）を設置します。

1 委員構成

- (1) 部会要綱第 3 条第 1 項に基づき、部会委員の定数の上限は 7 名です。
- (2) 委員数は、開運協委員から 4 名、外部からの専門委員 2 名の計 6 名とします。
- (3) 構成は、実際の取引に詳しい場内関係者及び産地関係者、卸売市場の現状に知見を有する学識経験者、経営に関する知見を有する公認会計士とします。
- (4) 任期は、開運協要綱第 5 条第 2 項に基づき、令和 6 年 8 月 31 日までとします。
(開運協委員の任期と同じ)

2 委員案

	氏 名	職 名		開運協
1	高 力 美由紀	新潟食料農業大学食料産業学科教授	学識	○
2	岸 山 毅	全国農業協同組合連合会 神奈川県本部農産部長	産地	○
3	鈴 木 格 次	横浜中央市場青果卸協同組合理事長	場内	○
4	酒 井 誠 一	横浜青果小売商協同組合連合会会長	場内	○
5	池 田 真 志	拓殖大学商学部経営学科教授	学識	
6	岡 本 好 生	公認会計士	士業	

(敬称略)

3 部会決議の取扱い

開運協要綱第 8 条第 5 項に基づき、部会の決議をもって協議会の決議とします。

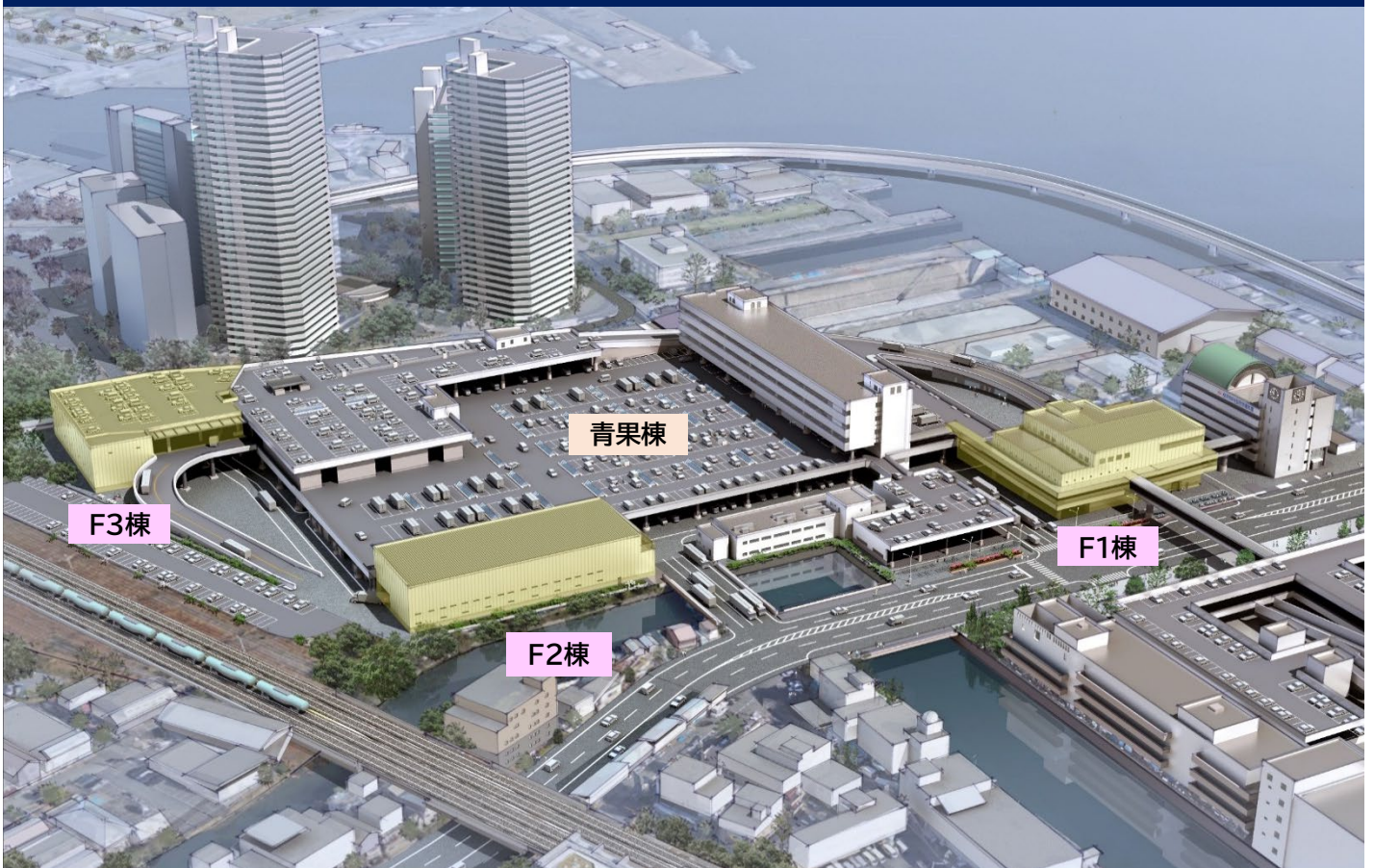
4 開催時期（想定）

第 1 回 令和 5 年 10～11 月（募集要項の説明、審査基準の詳細の決定）

第 2 回 令和 6 年 1 月以降（予定事業者等の審査）

※その他、必要に応じて開催

青果部活性化事業 完成イメージ



F3棟 令和5年度オープン

F1棟 令和7年度オープン



F2棟 令和4年度オープン

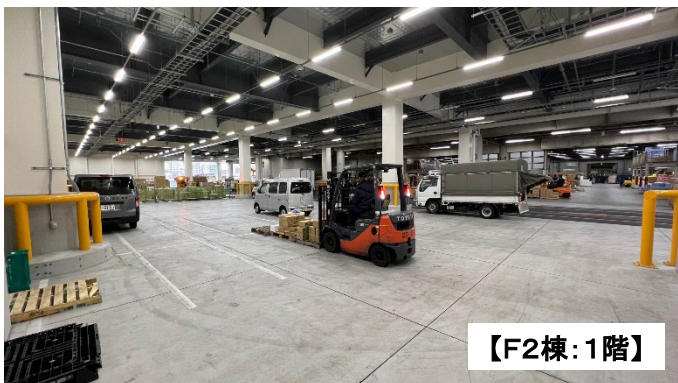


F2棟 (2階)



※オープン年度は事業の進捗により変更になることがあります。

【F2棟(完成)】



【F2棟:1階】



【F2棟:2階】

【F3棟(令和5年6月26日現在:杭工事完了、建物の基礎工事中)】

